



国民健康保険は社会全体で支え合う制度。国保税は納期限を守って納めましょう（昨年の町民体育祭）

国保税の税率を改定

安定した国保運営を目指し

1人当たり 医療給付費分は9.7%引き上げ

国民健康保険税の税率が改正され、平成十八年度から医療給付費分の一人当たり平均課税額が九・七三%、介護分の一人当たり平均課税額が六二・一四%それぞれ引き上げられました。医療給付費分は平成十年度以来八年ぶり、介護分は介護保険制度がスタートした平成十二年度以来初めての改正となります。

本町の国民健康保険事業は、国保収入の落ち込みや介護納付金の増高等により、平

成十六年度から財政調整基金（貯金）を取り崩して運営してきました。このことから町では、国保の厳しい財政状況を改善し、安定的に医療や介護のサービスを提供できるようにするため、平成十八年度から国保税の税率を改正（下表参照）することにしました。

改正に当たっては、低所得者への軽減制度を適用できるように配慮した結果、医療給付費分の資産割、均等割、平等割はそれぞれ減額改正。医療給付費分の所得割と介護分は増額改正となりました。従ってそれぞれの世帯の状況によっては、税額が前年度よりも高くなる場合も、低くなる場合もあります。各世帯の税額については、七月中旬に納税通知書でお知らせします。

◆一人当たりの平均課税額

区分	医療給付費分	介護分
現行	60,993円	13,192円
改正後	66,930円	21,389円
増減額	5,937円増	8,197円増
増減率	9.73%増	62.14%増

介護分：40歳から64歳までの人は介護保険制度の第2号被保険者として、国保の保険税に介護分（介護納付金分）を合わせて納めます。

低所得者への軽減制度

前年の所得額が一定基準以下である低所得者の世帯には、均等割と平等割を軽減する制度があります（下表参照）。

七割軽減と五割軽減の対象の方々については、申請の必要はありませんが、二割軽減の方は申請しなければ該当になりません。対象者の方々には郵便でお知らせしますので、ご希望の方はお申し込みください。

◆問い合わせ 役場住民生活課
国民健康保険担当（☎82-3111内線124）へ。

◆国民健康保険税の税率改正内容

区分	所得に応じて課税	医療給付費分		介護分	
		現行	改正後	現行	改正後
所得割	所得に応じて課税	6.0%	8.5%	1.0%	2.0%
資産割	固定資産税額に応じて課税	50.0%	40.0%	—	—
均等割	加入者1人当たり	25,000円	24,000円	8,000円	11,000円
平等割	1世帯当たり	28,000円	27,000円	—	—
課税の最高限度額		530,000円	変更なし	80,000円	90,000円

◆低所得者の軽減額

区分	医療給付費分の均等割		医療給付費分の平等割		介護分の均等割	
	軽減前	軽減後	軽減前	軽減後	軽減前	軽減後
7割軽減	24,000円	7,200円	27,000円	8,100円	11,000円	3,300円
5割軽減	24,000円	12,000円	27,000円	13,500円	11,000円	5,500円
2割軽減	24,000円	19,200円	27,000円	21,600円	11,000円	8,800円